

免税事業所(店)はとうなる!

消費税：インボイス制度説明会

【インボイス制度の登録申請が10月1日より始まります】

開催日時：令和3年9月16日(木)
午後6時開始

開催場所：三春町商工会館二階

講師：三春町商工会顧問税理士蒲生博基(有)いずみかわ会計事務所)

内容：①インボイスとは
②インボイス制度とは
③申請について
④事業者が気を付けるべき点について

※裏面にも制度詳細を記しております(税務署チラシ参照)

受講料：

課税事業者も参加して下さい!

申込方法：下記申込書により9月6日(月)までに本会へ
お電話かFAXでお申込み下さい。

主催 三春町商工会
(TEL62-3523 FAX62-3658)

尚、諸般の事情により事前申込がないかたの受講は商工会担当までご連絡下さい。

消費税：インボイス制度説明会受講申込書

事業所名	TEL	
受講者氏名		

※ この個人情報は講習会の取りまとめ以外には使用いたしません。

インボイスってナニ？

電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

- 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

<インボイス> 令和5年10月~

請求書	
〇〇製菓中	納△△
●年●月●分	
■月▲日 割りばし	550円
■月▲日 牛 肉 ※	5,400円
合 計	43,600円
(10%対象)	22,000円
(8%対象)	21,600円

※は軽減税率対象

- 【記載事項】
- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
 - ② 取引年月日
 - ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
 - ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
 - ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書	
〇〇製菓中	納△△(T1234...)
●年●月●分	
■月▲日 割りばし	550円
■月▲日 牛 肉 ※	5,400円
合 計	43,600円
10%対象	22,000円 内税 2,000円
8%対象	21,600円 内税 1,600円

※は軽減税率対象

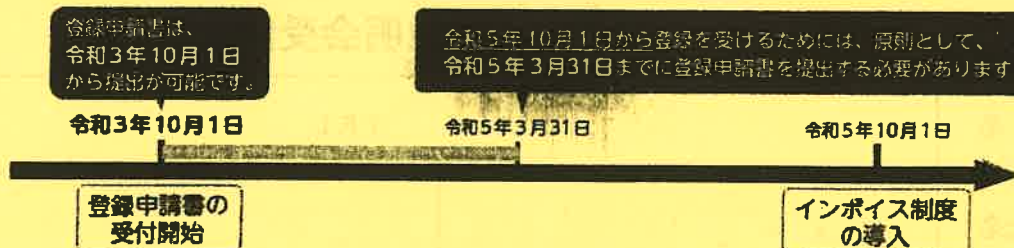
- 【記載事項】
- 区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
- ① 登録番号
(課税事業者のみ登録可)
 - ② 適用税率
 - ③ 税率ごとに区分した消費税額等

「インボイス制度」ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
 - 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(*)の保存等が必要となります。
- (※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



制度導入までのスケジュール



登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。